

環境建設常任委員会委員長報告
(平成25年3月22日報告)

環境建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は、休会中の3月14日、15日の2日間、付託されました20議案の審査を行いました。

審査のため出席を求めた者は、副市長、技監、所管の各部長、課長等であります。

また、審査の参考とするため、14日の午前に現場視察を行いました。それでは、順次報告をいたします。

まず、議案第2号 専決処分事項の報告について(専決処分第1号平成24年度 栗東市一般会計補正予算(第5号)のうち、関係する歳出、歳入・その他事項について

委員から、林道法面復旧工事が完了し、通行が可能になるのはいつ頃か。との質疑に対し、当局から、4月中旬頃の予定である。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第7号 栗東市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

委員から、他市で農地を購入する場合に必要な証明書か。との質疑に対し、当局から、今まで県下で様式等が統一されていなかったが、今後は、全部効率利用要件確認書を各市町が出すことになる。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 栗東市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定について

委員から、資格者の設置基準は別にあるのか。との質疑に対し、当局から、廃棄物処理法の施行規則で定められており、今回、それに基づき条例化していくものである。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 栗東市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

委員から、無許可で設置されている場合の対策は。との質疑に対し、当局から、パトロールしている中でも見つけにくいのが、広報などで随時啓発していく。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 栗東市道路法に基づく市道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 栗東市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

委員から、条例施行後に設置するものが該当するのか。との質疑に対し、当局から、今回条例化していくが、現在設置されているものと規格等に変更しない。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 栗東市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

委員から、バリアフリー整備計画の策定期間は。との質疑に対し、当局から、関係部署で協議し、できるだけ早い時期に策定したい。との答弁がありました。

また、特定公園施設の条例制定趣旨で、新設・増設又は改築を行うときとなっているが、変更をしなければ今の状態のままでいいのか。との質疑に対し、当局から、法の引用であり、基準に合っていない部分は放置しておくのではなく、予算状況も考えながら順次変更していく。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 栗東市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

委員から、給水収益が下がっているとのことだが、コンビニなどで高い水を買っている人はたくさんいる。栗東の水は安くて安全でおいしいという戦略や啓発を行い、水道需用を増やすことも必要ではないか。との質疑に対し、当局から、栗東の水道をもっと利用してもらい、もっと飲んでもらえるようPRしていく。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 栗東市道路線の認定について

委員から、林磐塚線は行き止まりの道路か。との質疑に対し、当局から、転回広場と避難通路を設けている。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成24年度 栗東市一般会計補正予算(第6号)についてのうち 関係する歳出、歳入・その他事項について

委員から、土地改良事業は、地元要望であるのに、取りやめされたのには何か理由があるのか。との質疑に対し、当局から、大型開発による

ものである。との答弁がありました。

また、用地費と移転補償費が減額されているが、交渉ができなかったのか。相手があることで大変かもしれないが、予定していたらしっかり達成してもらいたい。との質疑に対し、当局から、大門野尻線においては、年度内にと意気込みをもって交渉してきたが、折り合いがつかなかった。引き続き交渉を行っていく。下鉤出庭線については、昨年の夏の知事発言により地権者の方々との交渉状況が難しくなったが、引き続き交渉しており、平成25年にはなんとかまとめていきたい。との答弁がありました。

また、蜂屋手原線の埋蔵文化財が潰れていたとの説明があったが、調査をしなくてもいいのか。との質疑に対し、当局から、国道沿いのすでに宅地化されていたところを試掘調査した結果、すでに潰れていたため、調査不要となった。との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、原案どおり可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告いたしました。

次に、議案第29号 平成24年度 大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成24年度 栗東市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

委員より、暗渠から開渠に構造変更したとの説明だったが、何故当初から開渠にしなかったのか。との質疑に対し、当局から、本流と支流の2路線ともボックスにして南北の土地活用を踏まえた管理用道路を計画していたが、道路を細かく配置する必要もないという地元との協議の中で理解を頂き、構造変更となった。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成25年度 栗東市一般会計予算についてのうち 関係する歳出、歳入・その他事項 について 委員から、多岐にわたる、質疑、意見がありました。

まず、雨水貯留施設設置補助金は、何件分を想定しているのか。との質疑に対し、当局から、平成25年・26年の2年間限定で、年間50件分を想定している。との答弁がありました。

また、有害獣捕獲委託で、シカだけでなくイノシシも対象になると聞いたが。との質疑に対し、当局から、県が平成25年からイノシシも個体数調整の計画策定をしたということで、補助がつくようになった。との答弁がありました。

また、青地新田坊袋線の開通はいつ頃か。との質疑に対し、当局から、平成25年度には補償・用地買収を完了し、工事を実施したい。との答弁がありました。

また、安養寺山の活用方法は。との質疑に対し、当局から、里山を活かしたイベントなどを実施し、継続的な活動に結びつく環境をつくっていきたい。との答弁がありました。

慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、原案どおり可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告いたしました。

次に、議案第36号 平成25年度 栗東墓地公園特別会計予算について

委員より、墓地管理委員会の開催状況は。との質疑に対し、当局から、会議の開催と、墓地区画抽選会への立会の年2回の招集をお願いしている。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成25年度 大津湖南都市計画事業 栗東駅前土地区画整理事業特別会計予算について

委員より、上水道建設負担金はどういう内容か。との質疑に対し、当局から、区画整理事業を行う時に、上水道を設置した借入金の返済分である。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 平成25年度 大津湖南都市計画事業 栗東新都心土地区画整理事業特別会計予算について

委員より、新幹線新駅事業の中止に伴う補償については、県から補償はあるのか。との質疑に対し、当局から、県から1/2の支援をいただいている。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 平成25年度 栗東市水道事業会計予算について

委員より、原浄設備工事費の委託料に計上の全予算が、出庭水源地の改修工事に伴う現場監理業務分か。との質疑に対し、当局から、出庭水源地改修工事に伴う現場監理委託分である。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 平成25年度 栗東市公共下水道事業特別会計予算について

委員より、湖南中部処理区維持管理負担金の算出根拠は。との質疑に対し、当局から、栗東市から湖南中部に流している汚水量で計算されている。との答弁がありました。

また、滞納繰越分の回収状況は。との質疑に対し、当局から、上水と請求が一本化となり若干収納率は上がったが、今後も回収にむけて努力する。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 平成25年度 栗東市農業集落排水事業特別会計予算について

質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 平成24年度 栗東市一般会計補正予算(第7号)について のうち 関係する歳出、歳入について

委員より、今回の訴状は、栗東市を訴えているものであって、個人への請求ではないと判断していいのか。との質疑に対し、当局から、栗東市に対して訴えられていると認識している。との答弁がありました。

また、訴状が届いてからの今後の流れは。との質疑に対し、当局から、訴状と一緒に、第1回目の口頭弁論の期日を記した書面が送付されてくる。弁護士によれば、一般的な行政事件では、今後5～6回の口頭弁論があると聞いている。との答弁がありました。

審議の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。